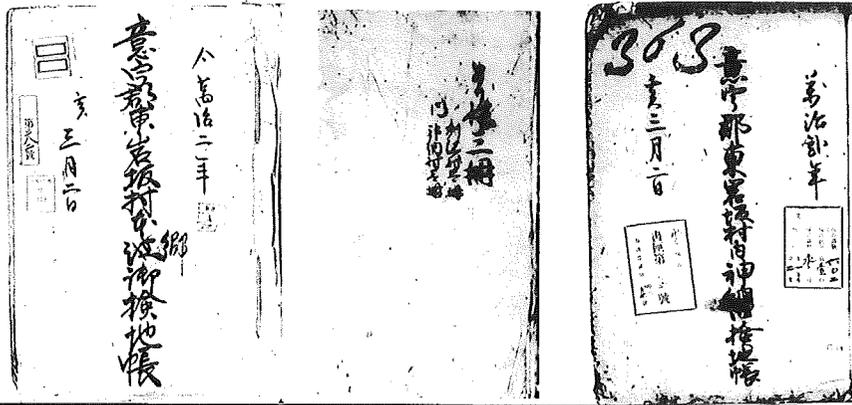


万治2年(1659)東岩坂村検地帳

広島大学附属図書館蔵 (島根県立図書館蔵マイクロフィルム)  
\* 明治期切図の字名と神納検地帳の字名が何カ所も一致



17

- \* 神納は東岩坂村内
- \* 具租、三田、八ツ口の字名は、「意宇郡東岩坂村本郷御検地帳」(万治2年)に記載されている。
- \* 兵衛次名と保人名の位置？

↓  
近世の村切の後に座が成立していたならば、これらの名は東本郷の座(東上座・東中座)に入っていたはずである。

☆星上山大餅行事の座と名の成立は近世の村切り以前

名とは、  
莊園や国衙領の年貢収納単位であり、領主側の年中行事や法会・神事の執行に不可欠な公事夫役の収納単位

18

❖文化4年(1807)の記述

西ノ鍛冶や名と  
兵衛次名 忠蔵  
兵衛次二田四ヶ所所有之、十一年目二相当り右四ヶ所へ順番ヲ以受取申議定、文化四卯年三十一年目二相談ヲ以忠蔵受取、後年之格合二ハ相成不申、以後議定之通四ヶ所順番四十一一年目受取申事也

\*名の中はいくつかの田に分かれ、その中でトウニンの順番が決められていた。

19

❖文化12年(1815)の記載

上川原名 仁兵衛  
此訳松江出作六助圖取候処、同人八正米四斗観音へ差上、此外ハ一切何之受不申与申候節引受不申二付、年寄仁兵衛信心ヲ以当開き致シ、一年中清浄八庄屋助右衛門ニテ致し、十七日清浄渡方雑用茂助右衛門方いたし、是ハ誠ニ観音へ対し兩人方信心ヲ以隠ニ当開き仕候

文化12年、六助が籤でトウを給わったにもかかわらず、観音へ4斗米を奉納するだけで、この他は一切何も受けないと申すので、年寄仁兵衛が信心をもって当開きをし、一年中の精進潔斎は庄屋助右衛門が勤め、17日のトウ渡しや雑用も助衛門が行った。

20

別紙「トウを受ける名の所有村外者一覧」参照

1737年以降、東岩坂村以外の者が目立つ

➡ 村外地主が多くなった

当初は、日吉・山代・大庭など近くの者が多かったが、次第に松江の商人が目立つようになった。

天保元年  
 平次郎名 支配定右衛門 運兵衛  
 上川原名 支配仁左衛門 六助

耕作者と所有者の様々な書き方

天保6年  
 具租名 支配孫十方二而當開 次左衛門

安政6年  
 権神名 仁平支配 松江ノ春平

明治3年  
 上川原名 久藏請 岡崎運兵衛

別所 延宝2年(1674)御検地帳 広島大学附属図書館蔵

上畑 八畝 後分 御後分 御後分  
 内  
 八畝 御後分 九畝 御後分  
 六畝 御後分 三畝 山伏  
 八畝 皇義任 三畝 皇義

外  
 中田 御後分 御後分  
 上田 御後分 御後分  
 中田 御後分 御後分

下田 御後分 皇親名  
 御後分  
 御後分  
 御後分

天保七年 申年の飢饉  
 天候不順の上、夏には藩内大洪水  
 飢饉に陥る者が頗る多かつた。

凶年なので解除米1斗2升を1斗切にしたが、これは慣例にしない。

天保八年  
 御後分  
 御後分  
 御後分  
 御後分  
 御後分

御後分  
 御後分  
 御後分  
 御後分  
 御後分

東本郷 慶安3年(1650)検地帳 東本郷 延宝2年(1674)検地帳

|   |   |
|---|---|
| <p>六畝 地下中 頭屋敷貳間</p> <p>六畝</p> <p>五畝 神主 二郎左衛門</p> <p>三畝 頭人屋敷巷間 地下中</p> <p>(慶安3年)</p> <p>延宝2年</p> <p>星上承仕</p> <p>星上等人</p> | <p>六畝 星上等人 貳人</p> <p>上相合ノ畝 頭屋敷家持形</p> <p>三畝 柳松 麦 桑</p> <p>五畝 植野入 三畝 山畑</p> <p>三畝 下畑入 六畝 皇親</p> <p>三畝 柳松 増穂 三畝 柳</p> <p>六畝 地下中 頭屋敷貳間</p> <p>五畝 神主 二郎左衛門</p> <p>三畝 頭人屋敷巷間 地下中</p> <p>(延宝2年)</p> <p>星上承仕</p> <p>星上等人</p> |
|---|---|

26

別所 慶安3年(1650)御検地帳

廣島大学附属図書館蔵

|   |   |
|---|---|
| <p>五畝 神主 二郎左衛門</p> <p>三畝 頭人屋敷巷間 地下中</p> <p>(慶安3年)</p> <p>延宝2年</p> <p>星上承仕</p> <p>星上等人</p> | <p>六畝 星上等人 貳人</p> <p>上相合ノ畝 頭屋敷家持形</p> <p>三畝 柳松 麦 桑</p> <p>五畝 植野入 三畝 山畑</p> <p>三畝 下畑入 六畝 皇親</p> <p>三畝 柳松 増穂 三畝 柳</p> <p>六畝 地下中 頭屋敷貳間</p> <p>五畝 神主 二郎左衛門</p> <p>三畝 頭人屋敷巷間 地下中</p> <p>(延宝2年)</p> <p>星上承仕</p> <p>星上等人</p> |
|---|---|

25

◆明治9年の記載

明治八年ノ改正二付、前書之通り、夜二村方相談仕候得者、仕方無之候二付、御備餅も塔鬮相当組々中ヨリ出し合七候二付

(中略) 二枚之餅五組之別、二組二当り候二付、二組人別ヨリ出し合セ、田地名田杯不申候而、是ヨリ人別ヨリ竈割二御塔鬮仕相談二相成候也

東本郷では、東上座と東中座の2枚の餅を、名田ではなく、5組のうち2組から出し、トウニは、組内の各家がオトウくじをひいて決めることにした。

28

明治4年1月「社寺上知令」  
(太政官布告第4号)

明治7年11月「社寺領上地跡処分規則」  
(内務省達乙第72号)

明治8年6月「社寺境内外区画取調規則」  
(地租改正事務局達乙第4号)

◆明治8年の記載

明治第七戌年ヨリ社寺領并二塔屋敷、六塔ノ名田等御改正二付、上り地二相成、(中略)

塔田上り地二付、清目茂年中二度二相成、初穂茂米二升ツ、二相□□候間、外二御鬮料二升ツ、一軒ヨリ黒米四升ツ、頂戴候事(後略)

塔屋敷は、各座にあてられた3畝の塔人屋敷六塔ノ名田?  
東本郷の除地は豊大明神領敷地の上田3畝18歩のみ。  
各座の名の田は、寺領でも除地でもない。何故対象となるのか?

27

☆寺の変遷

- \* 明治9年廃寺  
大餅行事の祈禱は、別所の真言宗清徳寺住職が行う。
- \* 明治26年(1893) 村民が堂を修理
- \* 明治43年(1910) 群馬県の廃寺喜運寺の寺号を受け曹洞宗に改宗
- \* 戦後、星上寺(曹洞宗)に
- \* 1995年星上寺仁王門が松江市指定文化財に



29

☆トウニンの変遷(明治9年以降)

- ◆ 東本郷の5組(市東・市西・安田・川原・川向)  
5組が籤を引いて、2組が東上座あるいは東中座の餅を供え、他の2組が降ろして、1組がタバコをする。  
トウニンは組内の籤で決めた。  
トウニンの家(トウヤ)の庭に観音の座を設置した。
- ◆ 別所の5組(西奥・藤原・別上・別中・別下)  
5組のうち1組が東山分の餅を奉納、トウニンは組内の籤で。

1979~1996年にかけて、各組がトウヤ制廃止  
→集会所を宿とし、代表者がトウニンに

30

☆大餅(御鏡・御餅)の変遷

近世には餅1枚5斗5升  
7斗7升など  
↓  
明治12年、餅1枚1斗2升  
↓  
明治34年頃、1枚2升  
↓  
戦後、1枚4升

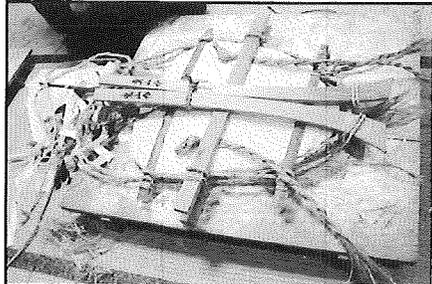
- \* 明治12年  
「塔田ノ徳米ヲ以、大餅壹枚  
二付米壹斗貳升」  
(組の共有田の小作米で作る)
- \* 明治34年  
東岩坂本郷五組の者は、大餅が小さくなって残米が生じたので、組の老若男女が塔家に集まり、酒やら餅やら随分々しい。
- \* 戦後、農地解放により組の塔田を失う。  
⇒各家が米を持ち寄る。

31

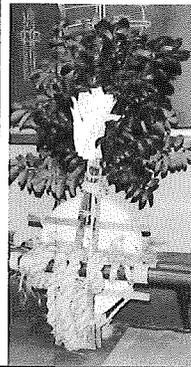
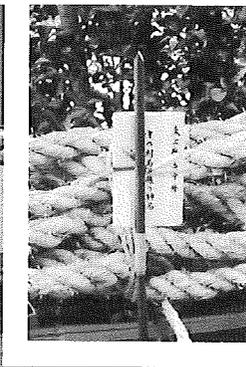
☆座と名の変遷

- \* 六塔が6枚の餅を奉納
- \* 昭和高度経済成長期、桑並が廃止、別所が西山分の餅も奉納する。
- \* 1986年、西本郷(西上座・西中座)が廃止 →餅4枚
- \* 2012年、別所は藤原廃止により、5組から4組になる。
- \* 2016年、別所は西山分の餅を廃止、東山分の餅のみ奉納 →餅3枚
- \* 2017年、東本郷は東上座と中座を一本化 →餅2枚

32



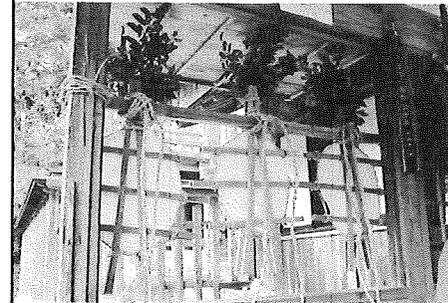
東本郷の御札に  
「東上座 中の村名」  
「東中座 権の神名」

別所 餅粹木に東山分

東本郷 餅粹木に「東上座」

☆八雲町 西岩坂 秋吉  
田村神社の七日塔



大餅を渡す側と受ける側が  
引っ張り合う  
男児が背負って去る  
餅に雪玉を投げつける



宮オコナイは神仏習合時代の  
名残り